

「あんしん賃貸住宅部会」運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、栃木県住生活支援協議会（以下「協議会」という。）会則第9条の規定に基づく専門部会（「あんしん賃貸住宅部会」。以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 部会は、別表に定める者をもって構成する。

2 部会長は、協議会会長が指名した者とする。

（調査・検討事項）

第3条 部会は次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

（1）セーフティネット住宅登録制度の普及・促進等に関する事項

（2）居住サポート住宅制度の普及・促進等に関する事項

（3）その他、必要な事項

（会議）

第4条 部会は部会長が主宰する。ただし、部会長が主宰できないときは、部会長の指名する者がその職務を代理する。

2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

（報告等）

第5条 部会長は部会で調査・検討された事項について、全体会議に報告する。

（事務局）

第6条 部会の事務局は、栃木県県土整備部住宅課内に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年３月８日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年５月２３日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年５月２９日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年８月４日から施行する。

別表

番号	団 体	番号	団 体
1	公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会	18	那須塩原市
2	公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部	19	さくら市
3	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	20	那須烏山市
4	栃木県豊かな住まいづくり協議会	21	下野市
5	栃木県住宅供給公社	22	上三川町
6	栃木刑務所	23	益子町
7	喜連川社会復帰促進センター	24	茂木町
8	宇都宮市	25	市貝町
9	足利市	26	芳賀町
10	栃木市	27	壬生町
11	佐野市	28	野木町
12	鹿沼市	29	塩谷町
13	日光市	30	高根沢町
14	小山市	31	那須町
15	真岡市	32	那珂川町
16	大田原市	33	栃木県住宅課
17	矢板市		